

## 令和4年第9回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和4年8月23日(火) 10時33分～14時46分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長補佐(吉村浩一、平田隆輔)、  
学校給食課長(宮本敏行)、生涯学習課長(安藤孝市)、文化課長(坂口信治)、  
文化課文化財保護推進室長(原孝徳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(赤坂夏歩)

4 案件

(1) 議決事項

議案第34号 令和4年度教育に係る補正予算

議案第35号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(嘉飯地区中学校新人バレーボール  
大会での負傷事故)

議案第36号 教育財産の用途廃止(旧潤野小学校)

(2) 協議事項

教育行政について

◆令和4年第9回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和4年8月23日(火) 10時33分～14時46分)

○上田委員

ただいまより令和4年第9回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第34号 令和4年度教育に係る補正予算

《説明：文化課長(坂口信治)》

議案第34号「令和4年度教育に係る補正予算」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由につきましては、令和4年度一般会計補正予算について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

議案書2ページ「補正予算概要書(令和4年9月議会上程)」をお願いいたします。教育に係る歳出予算の全体的な金額を、議案書2ページ右上の表に記載しております。一般会計で248万8千円を追加し、補正後の予算総額を58億2,648万9千円とするものです。

文化課予算についてご説明いたします。同じく、議案書2ページをお願いします。今回の補正予算の内容は、飯塚市歴史資料館の電気料金において、電気料高騰に対応するため、光熱水費248万8千円を計上するものです。

以上、議案第34号についての説明を終わります。

(原案可決)

■議案第35号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第35号「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故)」についてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。提案理由としましては、嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、本案を提出するものでございます。

議案書の4ページをお願いします。事故の発生日につきましては、平成21年10月11日、事故の概要としましては、嘉飯地区中学校新人バレーボール大会において、選手として出場し、ウォーミングアップ中から膝の痛みがありましたが、我慢して3試合全てに出場しております。大会後も右膝の痛みが治まらず、整形外科を受診したところ、損害の状況のとおり、右膝内側側副靭帯損傷及び右膝内側半月板損傷と診断されております。

治療につきましては、平成21年12月21日に手術をうけ、12月28日から術後のリハビリを開始されています。医師の見解では、今後長期のリハビリを経ても、膝を曲げたり、正座が出来ず、長時間立つことが困難という後遺症が残り、治療が長引くという見解を踏まえ、全国市長会学校災害賠償補償保険に係る損害保険ジャパン株式会社より、休業補償や通院・入院に係る雑費は治療中でも手続きができる概算払いの提案を受け、平成22年2月25日損害保険会社が事故報告書を基に弁護士に相談した結果、平成23年

4月11日に概算払いが支払われています。この度、災害給付制度に基づく医療費については、支給期間とされる診療開始日から最長10年間が経過したことから、次に、後遺障害が残った場合に支給される障がい見舞金についての認定を受けまして、令和4年4月20日に日本スポーツ振興センターより88万円が支給され、災害共済給付制度に基づく医療費の給付については、完了したことになります。この医療費等の給付を完了したことから、概算払いをしていた全国市長会学校災害賠償補償保険の手続きに移行することとなり、支払義務があると認める損害賠償金額は、損害賠償額の内訳のとおりとなります。

なお、示談の内容については、損害賠償金1,936,418円から概算払いしていた金額478,221円を差し引いた1,458,197円となります。

今回の損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に基づき議決事項となりますので、本案を提出するものでございます。

以上、簡単ではありますが説明は以上です。

(原案可決)

#### ■議案第36号 教育財産の用途廃止(旧潤野小学校)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第36号「教育財産の用途廃止(旧潤野小学校)」について、補足説明いたします。

議案書の6ページをお願いします。提案理由としましては、旧潤野小学校について、今後、教育財産として使用する見込みないことにより、教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ引き継ぐため、本案を提出するものです。廃止する教育財産の内容については、旧潤野小学校の土地が46筆、合計2万732.16平方メートル、次に建物が12棟、合計6,028.01平方メートルにつきまして、令和4年8月31日を期日に教育財産としての用途を廃止しようとするものです。

なお、当該地につきましては、市長部局において、校舎棟および体育館は、現状有姿での売却を計画しております。

以上、簡単ですが、議案第36号の補足説明を終わります。

(原案可決)

#### ■教育行政について

##### ○高石委員

いよいよ2学期が始まります。まだコロナウイルス感染症の状況がなかなか収まりませんが、2学期は学校の様々な行事が控えていると思いますから、先生方一丸となっていて、できる限りの子どもたちの教育活動が行われますようお願いしています。

(継続審議)

##### ○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第9回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和4年9月27日(火)10:30からです。